

## 騒音 振動に係る **特定建設作業** の届出要領

南陽市内の指定地域内（※1）において、特定建設作業を行う場合は、騒音規制法、振動規制法、山形県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定建設作業の届出を行わなければなりません。届出は下記の要領で行うようにしてください。

（※1）都市計画区域内の用途地域指定のある地域で、指定地域は、1号区域と2号区域に区分けされています

（別表2参照）。なお、用途地域を記した都市計画図は市ホームページ（下記URL）で確認できます。

<http://www.city.nanyo.yamagata.jp/tosikei/1746>

### 1. 特定建設作業の適用

特定建設作業の届出は、作業の種類（※1）によって、届出様式等（※2）が変わってきます。まずその作業が、法（騒音規制法、振動規制法）と条例（山形県生活環境の保全等に関する条例）のいずれかに適用されるか、また、騒音と振動のいずれか、あるいは、両方が適用されるかなどを調査する必要があります。そして、同じ作業において、法が適用される場合は、条例の届出は不要となります（ただし、複数の建設作業を行う場合で、法適用の作業と条例適用の作業が混在する場合は、それぞれの届出を要します）。また、同じ作業において、騒音、振動それぞれに適用される場合は、それぞれの届出が必要となりますのでご注意ください。なお、特定建設作業が1日（当日中）で終了する場合は、届出は不要となります。

（※1）別表1に掲載しております。

（※2）各種様式は市ホームページからダウンロードできます。

### 2. 届出者

建設工事を施工する元請負人で、法人についてはその代表者

※ 代理人が届出を行う場合は、委任状が必要となります。

### 3. 届出期限

特定建設作業の開始の日の7日前

### 4. 届出書類

#### （1）特定建設作業実施届出書

ア 騒音規制法（様式第9）、イ 振動規制法（様式第9）、ウ 県条例（様式第7号）

#### （2）付近見取図【添付書類】

※方位の表示を入れてください。必要に応じ、隣地の状況や作業現場からの距離なども記載してください。（記載例参照）

#### （3）工事工程表【添付書類】

※特定建設作業の工程を着色等により明示してください。（記載例参照）

## 5. 届出部数

特定建設作業の種類ごとの実施届出書及び添付書類 各2部

※騒音と振動の両方を同時に届出する場合は、添付書類の内容が同一であれば、振動に関する届出書にその旨付記することで、振動に関する届出の添付書類を省略することができます。

## 6. 受理

要件に適合する届出書が提出された日（届出日）が受理日となります。

## 7. 記入上の注意点

- (1) 「氏名」とは、個人経営であるような場合に記入します。法人の場合は、法人登記された住所及び名称並びに代表者氏名を記入してください。
- (2) 「建設工事の名称」は、「〇〇解体工事」等工事名を記入してください。
- (3) 「建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類」とは、上記を補足する意味で具体的な工事の内容を記入してください。
- (4) 「特定建設作業の種類」は、別表1の表の中から該当するものを記入してください。  
(例：くい打機を使用する作業、バックホウを使用する作業など)
- (5) 「機械の名称」は、別表1の表の中から該当するものを記入し、当該機械メーカー名、型式を記入してください。
- (6) 「特定建設作業の実施期間」は、全期間日数を書き、作業を行わない日も明記してください。
- (7) 「作業日」は、特定建設作業を実施する日数を記入し、「実働時間」は、1日の実働時間を記入してください。
- (8) 「騒音（振動）の防止の方法」は、対策を具体的に記入し、必要に応じて別紙で図面等を添付してください。（例：断続的に使用し長時間の作業を避ける、防音シート等で囲い音が漏れないようにする、アースオーガを併用し打撃時間の短縮を図るなど）
- (9) やむを得ない理由で夜間に作業を実施する場合は、その理由を説明する書類（道路占有許可証の写等）を添付してください。

## 8. 届出・問い合わせ先

南陽市市民課環境係

住所 南陽市三間通436-1（市役所1階2番窓口）

電話 0238-40-8256（直通）

別表1（特定建設作業）

届出法（条例）	作業の種類
騒音規制法	くい打機（もんけんを除く）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く）
	びょう打機を使用する作業
	さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点の最大距離が50メートルを超えない作業に限る）
	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く）
	コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く）
	バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80キロワット以上のものに限る）を使用する作業
	トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70キロワット以上のものに限る）を使用する作業
	ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40キロワット以上のものに限る）を使用する作業
振動規制法	くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用する作業
	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
	舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る）
	ブレーカー（手持式のものを除く）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る）
山形県生活環境の保全等に関する条例	試すい機又はさく井機を使用する作業
	路面切断機を使用する作業
	原動機の定格出力の合計が3.7キロワット以上のディーゼル機関又はガソリン機関を使用する作業（騒音規制法施行令に規定する空気圧縮機作業を除く）

別表2（特定建設作業の指定地域区分）

1号区域	用途地域の低層住居専用地域、中高層住居専用地域、住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、一部工業地域（※1）
2号区域	1号区域に該当しない工業地域

（※1）工業地域うち特定建設作業を実施する場所から概ね80m以内に①学校、②保育所等、③病院等、④図書館、⑤特別養護老人ホームがある場合は、1号区域とする。

別表3（特定建設作業の規制基準）

届出法（条例）		指定地域区分	規制基準		
			騒音・振動レベル	作業時間	作業日数
騒音	・騒音規制法 ・県条例	1号区域	85 デジベル ※測定場所は作業地の敷地境界線	7時～19時 (10時間以内)	連続6日以内（日曜、その他の休日は作業禁止）
		2号区域		6時～22時 (14時間以内)	
振動	・振動規制法	1号区域	75 デジベル ※測定場所は作業地の敷地境界線	7時～19時 (10時間以内)	連続6日以内（日曜、その他の休日は作業禁止）
		2号区域		6時～22時 (14時間以内)	

※用途地域外は規制基準はありませんが、環境基準等を考慮の上、生活環境の保全に配慮した作業を行うよう努めてください。

# 記載例

様式第9

## 特定建設作業実施届出書

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇市長 〇 〇 〇 〇 殿

氏名又は名称及び住所並びに  
法人にあっては、その代表者の氏名

届出者 〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地  
株式会社もとうけ開発  
代表取締役 元 靖 一 郎 印  
TEL (〇〇) 〇〇〇〇

特定建設作業を実施するので、騒音規制法第14条第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

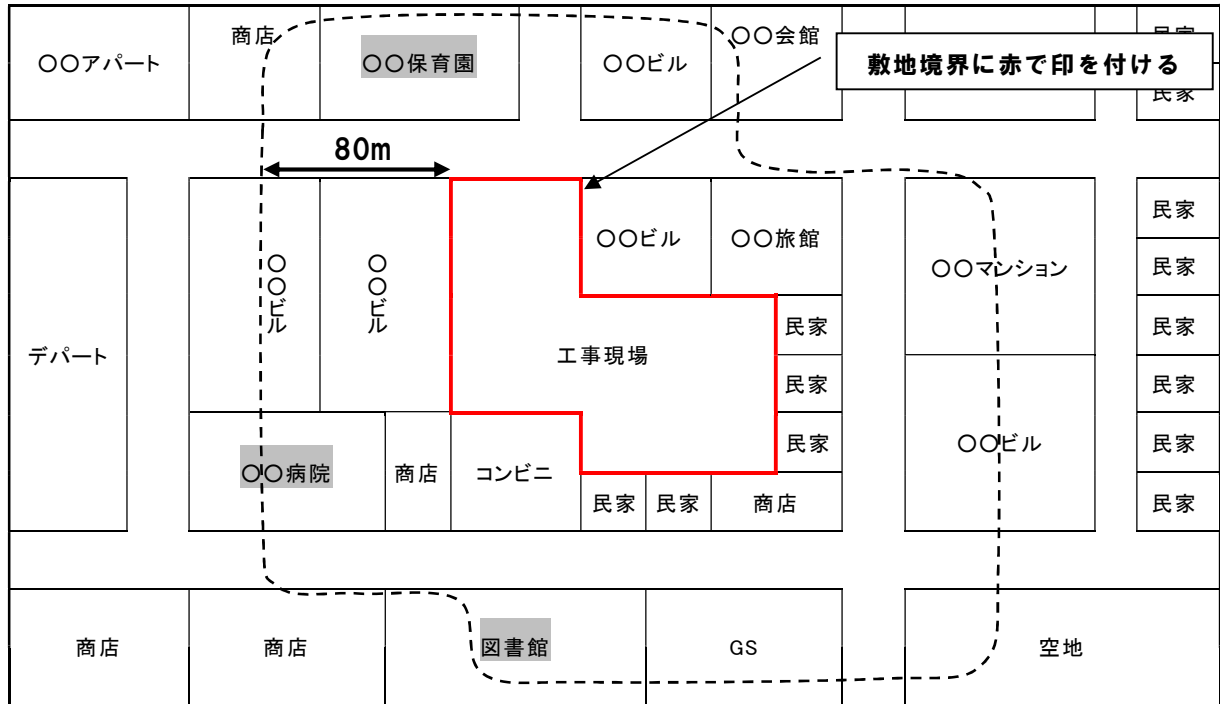
建設工事の名称	株式会社〇〇工業新築工事			
建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類	土留め用レール打ち、掘削			
特定建設作業の種類	くい打機を使用する作業			
特定建設作業に使用される騒音規制法施行令別表第2に規定する機械の名称、形式及び仕様	ディーゼルハンマ式くい打機			
特定建設作業の場所	〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地			
特定建設作業の実施の期間	自	〇〇年 7月 20日		
	至	〇〇年 7月 30日		7日間
		作業をしない日 7月26~28日		
特定建設作業の開始及び終了の時刻	作業開始	作業終了	作業日	実働時間
	自 9時	至 16時	5	5時間
	13	16	2	2.5
騒音防止の方法	別紙のとおり			
発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地 (株)〇〇工業 代表取締役 山形花子 電話番号 (〇〇) 〇〇〇〇			
届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所	(株)もとうけ開発 元靖二郎 電話番号 (〇〇) 〇〇〇〇			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	△△市△△町△△丁目△△番地 したうけ建設(株) 代表取締役 下請一郎 電話番号 (△△) △△△△			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	したうけ建設(株) 下請二郎 電話番号 (△△) △△△△			
※ 受理年月日				
※ 審査結果				

- 備考
- 1 この届出書は、騒音規制法施行令別表第2に掲げる特定建設作業の種類ごとに提出すること。
  - 2 特定建設作業の種類欄には、騒音規制法施行令別表第2に掲げる作業の種類を記入すること。
  - 3 特定建設作業の実施の期間の欄には、その期間中作業をしないこととしている日がある場合は、作業をしない日を明示すること。
  - 4 特定建設作業の開始及び終了の時刻の欄の記入にあたっては、作業の開始時刻及び終了時刻並びに実働時間が同じである日ごとにまとめて差し支えない。
  - 5 ※印の欄には、記入しないこと。
  - 6 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
  - 7 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあってはその代表者の氏名)が署名することができる。

添付書類例

※ 添付書類は、それぞれA4版又はA3版の用紙に記載してください。

① 付近見取図の例



注：第4種区域内のうち、学校、保育所、病院、図書館、特老等から80mの区域は、第1号区域となる。

② 工事工程表の例

	7月															8月							
	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3		4	5
	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月		火	水
準備工	■	■	■	■																			
土留工 (レール打)					■	■	■	■	■	■	■					■	■						
掘削									■	■	■	■											
基礎工 (鉄筋)																					■	■	■

届出に係る作業に赤で印を付け

ディーゼルハンマ

パワーショベル  
バックホウ